

公安委員会 決裁資料	鹿児島県公安委員会事務決裁規程の一部改正 (特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正に伴う改正)	令和6年10月10日 警務課給与係
---------------	--	----------------------

1 改正理由

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

2 改正規程

鹿児島県公安委員会事務決裁規程（平成25年鹿児島県公安委員会規程第1号）

3 改正内容

公安委員会の決裁事務及び本部長等の専決事務を規定した別表第2「警務課」の表中

「鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例」の部「第28条第3項」を「第28条第4項」に改めるもの。

[現行]

別表第2 警務課 ※一部抜粋

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）	第28条 <u>第3項</u>	立入禁止区域等及び同区域等以外で行う作業に関する定め	○				
		「立入禁止区域等及び同区域等以外で行う作業に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	

[改正後]

別表第2 警務課 ※一部抜粋

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）	第28条 <u>第4項</u>	立入禁止区域等及び同区域等以外で行う作業に関する定め	○				
		「立入禁止区域等及び同区域等以外で行う作業に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	

4 施行期日

改正条例の公布日である令和6年10月18日に施行し、令和6年4月1日から適用する。